

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5289141号
(P5289141)

(45) 発行日 平成25年9月11日(2013.9.11)

(24) 登録日 平成25年6月14日(2013.6.14)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 B 77/04 (2006.01) A 4 7 B 77/04 A

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2009-85081 (P2009-85081)	(73) 特許権者	000104973 クリナップ株式会社 東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号
(22) 出願日	平成21年3月31日(2009.3.31)	(74) 代理人	110000349 特許業務法人 アクア特許事務所
(65) 公開番号	特開2010-233811 (P2010-233811A)	(72) 発明者	松井 真治 東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号 クリナップ株式会社内
(43) 公開日	平成22年10月21日(2010.10.21)	(72) 発明者	尾崎 友則 東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号 クリナップ株式会社内
審査請求日	平成23年9月30日(2011.9.30)	(72) 発明者	花岡 綾 東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号 クリナップ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 昇降式吊戸棚

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

下方が開口した固定式の外キャビネットと、前面が開口した可動式の内キャビネットを備え、前記内キャビネットが前記外キャビネットに対して昇降自在に構成されるようにした昇降式吊戸棚において、

少なくとも前記内キャビネットの左右側板前端縁における高さ方向中間部分の一部を側面視くの字状に後退させ、後退部の谷の近くに棚板が備えられていることを特徴とする昇降式吊戸棚。

【請求項 2】

前記棚板の手前側の端縁にロール状のキッチンペーパーを支持するフックが設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の昇降式吊戸棚。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、固定式の外キャビネットに対して可動式の内キャビネットを昇降可能とした昇降式吊戸棚に関するものである。

【背景技術】

【0002】

キッチンのシンクや調理台、ガス台等の上方には、吊戸棚が天井又は壁面に吊り下げ固定されているが、この固定式の吊戸棚はキッチンに立つユーザーの目線の位置（アイレベ

20

ル)よりも高い位置に設置されているため、これへの台所用品や食器類等の出し入れが容易でなく、使用頻度の低い物しか収納しないことが多く、利便性に欠けるという問題があった。

【0003】

そこで、昇降式吊戸棚が提案され、既に実用に供されている(例えば、特許文献1参照)。この昇降式吊戸棚は、下方が開口した固定式の外キャビネットと前面が開口した可動式の内キャビネットを備え、内キャビネットを昇降動可能として不使用时にはこれを外キャビネット内に収納し、食器類等を出し入れする際には電動によって内キャビネットをユーザーのアイレベルまで降ろすようにしたものである。このため、ユーザーはアイレベルまで降りた内キャビネットに対して台所用品や食器類等を作業性良く容易に出し入れすることができ、出し入れ作業が終了すると内キャビネットを上昇させて外キャビネット内に収納することができる。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2003-009961号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ところで、昇降式吊戸棚の外キャビネットと内キャビネットは共に箱形に成形されており、内キャビネットは前面が開口し、両側部はその全面が矩形平板上の側板によって完全に閉じられているため、ユーザーは内キャビネットに対する食器類等の出し入れを正面からしか行うことができず、又、内キャビネットに収納されている収納物も正面に立たなければ見づらいという問題があった。このため、内キャビネットに対して食器類等を出し入れする際には調理等の現在行っている作業を一旦中断し、ユーザーが内キャビネットの正面に立って食器類等の出し入れを行う必要があり、作業効率が甚だ悪いという問題があった。

20

【0006】

本発明は、上記問題に鑑みてなされたもので、その目的とする処は、収納物を横方向からでも見易く、収納物を出し入れを横方向からでも作業性良く容易に行うことができる昇降式吊戸棚を提供することにある。

30

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するため、請求項1記載の発明は、下方が開口した固定式の外キャビネットと、前面が開口した可動式の内キャビネットを備え、前記内キャビネットが前記外キャビネットに対して昇降自在に構成されるようにした昇降式吊戸棚において、少なくとも前記内キャビネットの左右側板前端縁における高さ方向中間部分の一部を側面視くの字状に後退させ、後退部の谷の近くに棚板が備えられていることを特徴とする。

【0008】

請求項2記載の発明は、前記棚板の手前側の端縁にロール状のキッチンペーパーを支持するフックが設けられていることを特徴とする。

40

【発明の効果】

【0009】

本発明によれば、内キャビネットの左右の側板前端縁の高さ方向中間部分の一部を例えば側面視くの字に後退させたため、その後退させた部分を介して収納物を横方向からでも見ることができるとともに、ユーザーが正面に立たなくても内キャビネットに対して収納物を出し入れを横方向からでも作業性良く容易に行うことができる。このため、ユーザーはシンクやガス台等から離れることなく、現在行っている作業を継続しながら収納物を出し入れを行うことができ、調理等の作業効率が高められる。

【図面の簡単な説明】

50

【 0 0 1 0 】

【図 1】本発明に係る昇降式吊戸棚の一部を破断して示す斜視図である。

【図 2】本発明に係る昇降式吊戸棚の一部を破断して示す分解斜視図である。

【図 3】本発明に係る昇降式吊戸棚の正面図である。

【図 4】本発明に係る昇降式吊戸棚の側面図である。

【図 5】本発明に係る昇降式吊戸棚の側面図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 1 】

以下に本発明の実施の形態を添付図面に基づいて説明する。

【 0 0 1 2 】

図 1 は本発明に係る昇降式吊戸棚の一部を破断して示す斜視図、図 2 は同昇降式吊戸棚の一部を破断して示す分解斜視図、図 3 は同昇降式吊戸棚の正面図、図 4 及び図 5 は同昇降式吊戸棚の側面図である。

10

【 0 0 1 3 】

本発明に係る昇降式吊戸棚 1 は、キッチンのシンクや調理台、ガス台等（何れも不図示）の上方に設置されるものであって、天井或いは壁面に固定される矩形箱状の外キャビネット 2 と、該外キャビネット 2 に対して昇降動可能な矩形箱状の内キャビネット 3 を備えている。

【 0 0 1 4 】

上記外キャビネット 2 は木製であって、その下方は下キャビネット 3 が通過し得るように開口しており、その左右の側板 2 a の内面には、内キャビネット 3 の昇降動をガイドするためのガイドレール 4 が垂直に固定されている。尚、図示しないが、外キャビネット 2 内の上部には内キャビネット 3 を電動によって自動で昇降動させるための昇降機構が設けられており、この昇降機構は、駆動源である電動モータ、該電動モータの回転をプーリに伝達するギヤ、プーリに巻き掛けられた左右一対のベルト等によって構成されている。そして、左右のベルトの端部には内キャビネット 3 が吊り下げられている。尚、本実施の形態では、外キャビネット 2 を木製としたが、外キャビネット 2 の材質には他の任意のものを選定し得る。

20

【 0 0 1 5 】

又、外キャビネット 2 の前面下端には全幅に亘って操作台 5 が手前側に向かって突設されており、この操作台 5 の前面の一端（右端）には、電源の ON / OFF ボタン、昇降ボタン等が配設された操作部 6 が設けられている。

30

【 0 0 1 6 】

他方、内キャビネット 3 は樹脂製であって、その前面が開口しており、その左右の側板 3 a の前端縁の高さ方向中間部分の一部（後述の後退部）7 は側面視状に後退している。ここで、側面視くくの字状の後退部 7 は、そのくの字の谷 7 a が各側板 3 a の高さ方向略中央に位置するよう形成されており、左右の側板 3 a の高さ方向略中央間には棚板 8 が水平に架設されている。即ち、棚板 8 は、左右の側板 3 a の後退部 7 の谷 7 a の部分、つまり側板 3 a の奥行き幅が最小の部位の近くに配設されているため、奥行き幅は従来のもののそれよりは狭くなっている。因に、従来の棚板は側板の幅寸法と同等の大きな奥行き幅を有している。尚、左右の側板 3 a には剛性を高めるためのビード 9 が形成されている。又、本実施の形態では、内キャビネット 3 を樹脂製としたが、内キャビネット 3 の材質には他の任意のものを選定し得る。

40

【 0 0 1 7 】

ところで、図 3 ~ 図 5 に示すように、棚板 8 の手前側の端縁には 2 つのフック 1 0 が左右方向に沿ってスライド可能に支持されており、これらのフック 1 0 は例えば図 5 に示すようにロール状のキッチンペーパー 1 1 を回転可能に支持する等の用途に供される。

【 0 0 1 8 】

又、図 1 及び図 2 に示すように、内キャビネット 3 の底板 3 b 上には水受けトレイ 1 2 が配設され、その上には針金によって格子状に形成された水切り 1 3 が載置されている。

50

ここで、水受けトレイ 1 2 と水切り 1 3 の奥行き幅は棚板 8 のそれよりも広く設定されている。

【 0 0 1 9 】

而して、内キャビネット 3 内の棚板 8 や水切り 1 3 上には食器類等の不図示の収納物が載置されて収納されるが、内キャビネット 3 の上部左右には不図示のスライダがそれぞれ取り付けられており、これらのスライダが外キャビネット 2 の左右の側板 2 a の内面に固定された前記ガイドレール 4 に係合することによって、内キャビネット 3 は外キャビネット 2 側に設けられた左右一対のガイドレール 4 に沿って昇降動可能に支持されている。

【 0 0 2 0 】

ところで、内キャビネット 3 に対して食器類等を出し入れしない場合、つまり内キャビネットの不使用時には、該内キャビネット 3 は図 3 及び図 4 に鎖線にて示すように外キャビネット 2 内に収容されている。このように不使用時には内キャビネット 3 が外キャビネット 2 内に収納されて外部に露出しないため、内キャビネット 3 によって外観が阻害されたり、内キャビネット 3 が作業の邪魔になるという不具合が発生することがない。

【 0 0 2 1 】

そして、内キャビネット 3 に対して食器類等を出し入れする際には、外キャビネット 2 の前面下端に突設された操作台 5 の操作部 6 を操作して不図示の昇降機構を駆動し、不図示のベルトを送り出すと内キャビネット 3 は外キャビネット 2 側に設けられたガイドレール 4 に沿って下降する。すると、内キャビネット 3 は図示のように外キャビネット 2 から下方へ完全に引き出され、これがユーザーのアイレベルまで降りた時点で昇降機構の駆動が停止され、内キャビネット 3 は図示位置に停止してその前面が開口される。

【 0 0 2 2 】

上述のように内キャビネット 3 がユーザーのアイレベルまで降りてその前面が開口すると、ユーザーは内キャビネット 3 に対して食器類等の収納物を出し入れすることができるが、本実施の形態では、内キャビネット 3 の左右の側板 3 a の前端縁の高さ方向中間部の一部（本実施の形態では高さ方向中央部）を側面視くの字状に後退させたため、その後退部 7 を介して収納物を横方向からでも見ることができるとともに、ユーザーが正面に立たなくても内キャビネット 3 に対して収納物を出し入れを横方向からでも作業性良く容易に行うことができる。このため、ユーザーはシンクやガス台等から離れることなく、現在行っている作業を継続しながら収納物を出し入れを行うことができ、調理等の作業効率が高められる。

【 0 0 2 3 】

又、本実施の形態では、棚板 8 が架設された高さ位置は内キャビネット 3 の左右の側板 3 a の高さ方向中央部に形成された側面視くの字状の後退部のくの字の谷 7 a 部分であり、その部分の奥行き寸法は小さいために棚板 8 の奥行き幅は狭くなり、この棚板 8 に収納物を奥行き方向に重ねて配置することがない。このため、棚板 8 に収納されている収納物を例えば背の低いユーザーが取り出す場合であっても、ユーザーは背伸びをして奥に手を突っ込むという作業を要することなく、下方からでも収納物を作業性良く容易に取り出すことができる。

【 0 0 2 4 】

そして、内キャビネット 3 に対する収納物を出し入れが終了すると、操作部 6 を操作して不図示の昇降機構を駆動すれば、不図示のベルトが巻き取られて内キャビネット 3 が外キャビネット 2 側に設けられたガイドレール 4 に沿って上昇し、図 3 及び図 4 に鎖線にて示すように内キャビネット 3 が外キャビネット 2 内に収容される。

【符号の説明】

【 0 0 2 6 】

- 1 昇降式吊戸棚
- 2 外キャビネット
- 2 a 外キャビネットの側板
- 3 内キャビネット

10

20

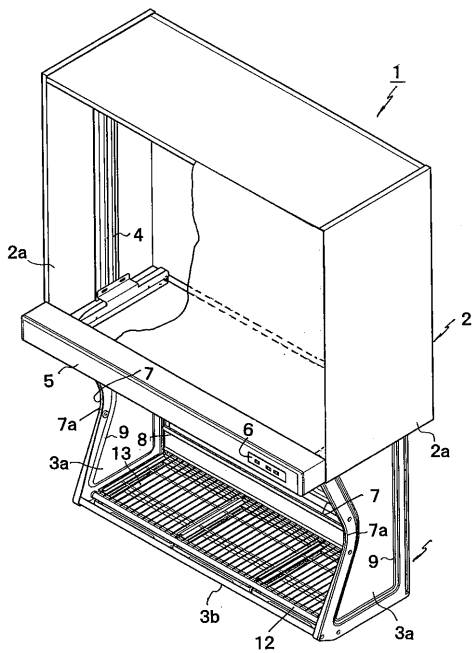
30

40

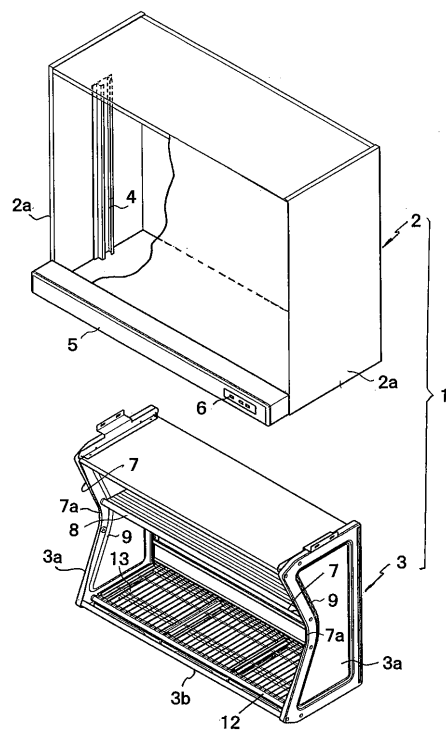
50

- 3 a 内キャビネットの側板
- 3 b 内キャビネットの底板
- 4 ガイドレール
- 5 操作台
- 6 操作部
- 7 後退部
- 7 a 後退部の谷
- 8 棚板
- 9 ビード
- 1 0 フック
- 1 1 キッチンペーパー
- 1 2 水受けトレイ
- 1 3 水切り

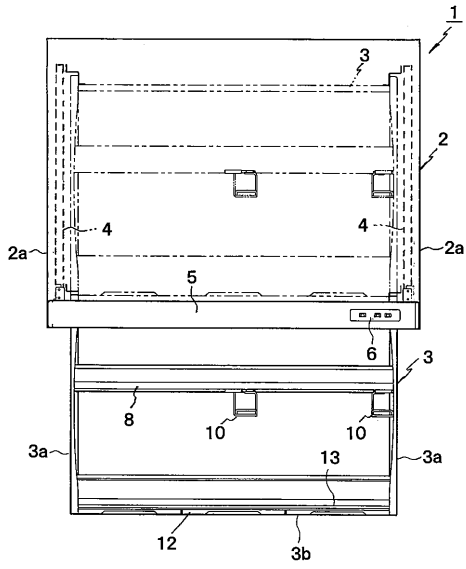
【図 1】



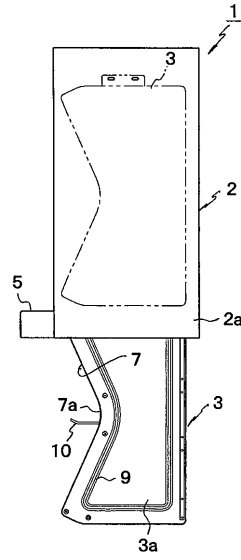
【図 2】



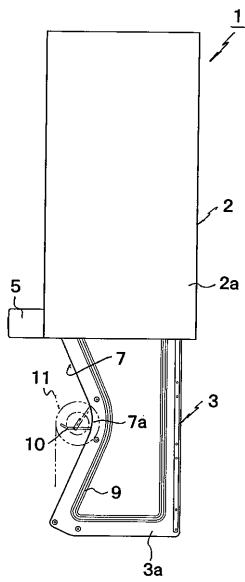
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(72)発明者 坂田 和隆

東京都荒川区西日暮里6丁目2番2号 クリナップ株式会社内

審査官 蔵野 いづみ

(56)参考文献 特開平08-033530(JP,A)

実開昭59-016430(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A47B 77/00-77/18